東京都立田無高等学校

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により「出席 停止」として扱うこととなっています。

文部科学省から、療養開始に当たって又は療養期間終了後に登校するに当たって、 医療機関等が発行する陰性証明書を求めることのないよう指導されています。

つきましては、学校保健安全法 施行規則第19条が定める出席停止期間の基準に従い、自宅で療養してください。療養期間終了後、登校する際、保護者が下記ご記入の上、担任へ提出してください。なお、病院を受診したことがわかる書類(診療明細書、レシート等)のコピーも併せてご提出ください。

≪出席停止期間≫ (学校保健安全法 施行規則第19条より)

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

日数を数える場合は、発症した日(発熱が始まった日)を含まず、翌日を第1日と数 えます。(裏面参照)

※文部科学省通知(令和5年4月28日付)により届出方法の変更

新型コロナウイルス感染症 出席停止届

氏 名	年	組	番	氏名		
萨莱加 朗	令和	年	月	日 ()	時間目 から
療養期間	令和	年	月	日 ()	時間目 まで

※併せて病院を受診したことがわかる書類のコピーを提出してください。

	令和	年	月	日
				_
保護者氏名				印

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間基準早見表

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	発症したの	のち5日を紹	E過した後
発症後 2日目に 軽快	発熱等	発熱等	症状 軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 4日目に 軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状 軽快	軽快後 1日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 5日目に 軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状 軽快	軽快後 1日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

- ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5日を経過するまでを基準とする。
- ※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。